

居延漢簡劾狀關係冊書の復原

鷹 取 祐 司

【要約】 秦漢裁判制度研究にとって簡牘資料は極めて貴重な資料を提供する。一九七三・七四年出土居延漢簡には「劾狀」と呼ばれる一連の簡が含まれ、これは裁判手続きの最初に位置する挙劾の文書であり、挙劾手続き復原の絶好の材料である。この劾狀關係冊書の復原作業を通じて、挙劬の具体的手続きを明らかにすることが本稿の目的である。

劬狀は文書送付の際に添附される送り状三種類と、ほぼ同内容の文書本文二種類によって構成される。これら構成部分の記載様式や文言・内容の分析や、劬狀本文と送り状との組合せの検討を経て、劬狀冊書全体が復原される。復原された劬狀は異なる機能を持つ二通の文書によって構成され、その二通の文書は送付経路を異にする。かかる文書の作成・送付形態から、挙劬手続き及び裁判制度に関して幾つかの特徴が指摘される。

史林 七九卷五号 一九九六年九月

はじめに

秦漢裁判制度については従来『史記』及び『漢書』張湯伝の鼠裁判の記事から、わずかに「得」「劬」「掠治」「伝爰書」「訊鞠」「論報」といった手続きが知られるだけであった。居延漢簡を始めとする簡牘資料の発見はその手続きの具体的復原を可能とするものであったが、簡牘を利用した研究は張湯伝以外に見えない爰書に集中し、その他の手続きは文献からその内容が類推されることもあり、その復原はあまり問題とされてこなかった^①。

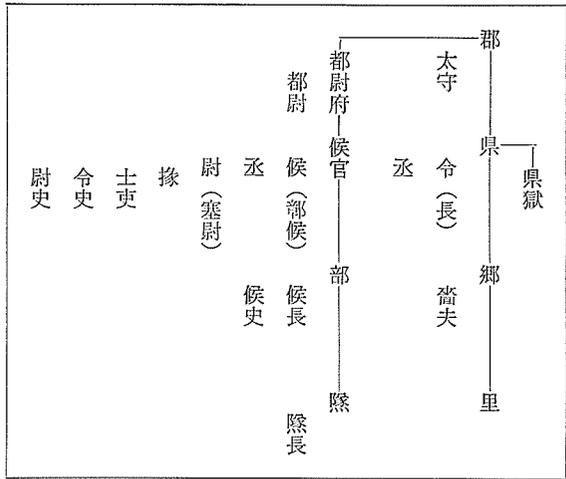
ところが、一九七三・七四年出土居延漢簡には劬狀關係の一連の簡が含まれ、その劬狀は「劬」字が示す如く挙劬の文書である^②。この劬狀關係簡は裁判の挙劬手続きにおいて使用された文書そのものであり、挙劬の手続きを具体的に復原・

解明する為の絶好の資料である。本稿ではこの劾狀の冊書復原作業とその基礎的考察が主に行われるが、それは挙劾の手續きの具体的復原と裁判制度における挙劬の位置を解明するための基礎作業に他ならない。

後掲のように劬狀は一案件に付き三種類の送り状^④と、ほぼ同内容の二種類の本文によって構成されている。これらの構成部分をどう組合せ冊書全体を復原するかは、劬狀の機能・性格を理解する上で極めて重要な問題である^⑤。特に、三種類の送り状の組合せについては、その組合せの仕方によって復原される劬狀の送付経路が完全に異なってくる。劬狀には挙劬者、その所屬する候官、県及び県獄が現れるが、これらの機関等が劬狀の作成・送付にどの様に係わっているのかは挙劬手續きのみならず裁判制度全体の理解においても大きな意味を持つ。例えば、文書作成や送付過程と先述機関等との関連形態は挙劬の権限やその具体的運用形態といった問題と、劬狀の最終送付先は裁判権の所在といった問題と密接に関連してくるからである。それ故、本稿で行われる劬狀の冊書復原作業は、劬狀の解積のみならず、裁判制度研究の上でも極めて重要な作業なのである。

また、本稿での劬狀冊書復原作業は裁判制度研究上の意義と同時に、漢代の特徴とされる文書行政の一環、即ち裁判という場における文書行政の具体的展開の復原という意義をも併せ持つものである。

本稿での劬狀復原作業では、特に送り状の文言の検討が中心となる。漢簡中の文書に見える記載様式はほぼ定式化された簡略なものであるから、記載内容の正確な解積の為に、記載様式や常套句的文言を他の簡牘文書と比較対照することが不可欠である。従って、文言を一つ一つ検討することになるが、簡牘の解積には省略し得ない手續ぎと考える。また、文言の検討は簡牘中の用例からその意味を帰納的に決定するという方法で行われ、文献は補助的に利用される。なお、漢簡の釈文・図版は謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡積文合校』（文物出版社 一九八七）、勞幹『居延漢簡 図版之部』（中央研究院歷史語言研究所 一九五七）、甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・中國文物研究所・中國社會科學院歷史研究所『居延新簡 甲渠候官』（中華書局 一九九四）、甘肅省文物考古研究所『敦煌漢簡』（中華書局 一九九一）に主として依り、



文中の記号は『居延新簡』に従う。^⑥

本論に入る前に劾状の資料的性格に触れておこう。劾状は甲渠候官址の建物内T六八地点から多く出土しているが、T六八出土劾状簡は冊書に復原可能なものが多く、また、文書正本と思われる謹直な字体の当食者案冊書E. P. T. 68: 194~207も同地点から出土している。T六八出土簡は保管されていた文書と推測される。T四八・F二五出土簡にもT六八出土簡と同筆・同内容の劾状関係簡が見られるので、元々T六八に保管されていた劾状冊書が散乱したのだろう。劾状は甲渠鄯候の追加文書(後述送り状C)も含めて一案件の冊書全体が同筆であるが、文書正本を冒頭から順に複写した控えとは思われない点が幾つかある^⑦。この点については後に検討するが、劾状に現れる人物は他の簡にも見える実在の人物であるから、劾状の案件が現実のものであることは疑いない。

なお、本稿に関係する範囲の統治組織は表のとおりである。

- ① 大庭一九五八・一九八一、徐華芳一九七八、齋藤超一九七八、柳山一九八五・一九九二・一九九五、連初名一九八六、池田一九九五など。このうち柳山一九八五は裁判手続き全体を復原する。
- ② 行論の過程で明らかになる如く、蔽密に言えは「劾状」は「状辞曰」で始まり「状具此」で結ばれる文書を指す。しかし、その他の文書もこの「劾状」と一組を為して用いられており、本稿で劾状という場合はこの狭義の「劾状」を含めた一組の劾状関係簡全体を指す。
- ③ 「劾」は後述の如く「告発」に当たりますが、本文中では「劾」字を含

む表現を用いたので「挙劾」と表記する。

- ④ 後述の送り状B・B'とCは蔽密に言えはそれ自身が文書本文であり、文書送付のために文書本文に添附される送り状ではないが、便宜上本稿では送り状と呼ぶ。

- ⑤ 饒宗頤・李均明一九九五では「劾」を現在の起訴と解し、劾状は「呈文」「劾文」「状辞」の三部分で構成されるとする。「呈文」は本稿で言う送り状(A・B・B'・C全て)、「劾文」は本文非「状」、「状辞」は本文「状」に当たる。また、「状辞」には爵位・姓氏・籍貫・年齢・

職業等を含む原告身分の明示があることが指摘されているが、劾状の送付経路については言及がない。角谷一九九三では、劾状の内容とその大まかな送付状況について検討されている。

⑥ 本稿では一九三〇・三一年出土居延簡は原簡番号の後に出土地番号を、敦煌簡は原簡番号の後ろに『敦煌漢簡』の簡番号を附記する。また、原簡で重文記号「三」に作る部分は、本稿引用に際して全て文字に改める。

⑦ 『居延新簡 甲渠候官』上所載 甲渠候官遗址発掘探方分布図参照。

⑧ E. P. T. 48 : 34E. P. T. 68 : 33と同筆同内容、またE. P. T. 48 : 7とE. P. T. 25 : 11も同筆でT六八出土簡とよく似た筆跡である。

⑨ 別筆の日附（E. P. T. 68 : 29, 41, 47）や署名（E. P. T. 68 : 13, 14）

一 劾状送り状の検討

始めに本稿の考察対象である劾状を一つ例示しておく。居延常安亭長王閼等五人が武器等を盗み逃亡したことを不侵守候長陳業が挙劾したもので、以下挙劾者の名を取って不侵守候長業劾状と呼ぶものである。なお、劾状は既に冊書全体の排列が復原された形であり、括弧内は劾状構成部分の本稿での呼称である。

（本文非「状」）

遇今月三日壬寅、居延常安亭長王閼・閼子男同・攻虜亭長趙

常及客民趙閼・范翁一等五人俱亡。皆共盗官兵

臧千钱以上、带大

刀劔及鉞各一、又各持铍・小尺白刀・箴各一、蘭越甲渠當

曲燧、從河水中天田出。○案、常等持禁物、

圧縮して書かれた別筆部分（E. P. T. 68 : 36）⁷、文字間隔の不均一（E. P. T. 68 : 18, 63）⁸、追記（E. P. T. 68 : 17, 25, 167）⁹、文中での改行（E. P. T. 68 : 61, 90）¹⁰、文中の空白（E. P. T. 68 : 74）¹¹などがあり、文書作成段階のものかと思われる。これに対して明らかに文書正本を複写した捺と思われるもの（E. P. T. 22 : 126～150）¹²、E. P. T. 22 : 187～201）には¹³、このうちの追記以外は見られない。

⑩ 後掲不侵守候長業劾状の発信者不侵守候長業は第二章第二節所掲E. P. T. 22 : 689+700）¹⁴、令史立劾状の主官夏候譚は後述の如くE. P. T. 20 : 5, 12, 14に見え、また主官令史譚劾状の馮疆がこれ以前に斥免されてくることは角谷一九九三で既に指摘されている。

E. P. T. 68 : 59

E. P. T. 68 : 60

E. P. T. 68 : 61

E. P. T. 68 : 62

E. P. T. 68 : 63

蘭越塞于邊關傲。逐捕未得。它案驗未竟。

E. P. T 68 : 64

(送り状 B)

建武六年三月庚子朔甲辰、不侵守候長業勃、移

E. P. T 68 : 57

居延獄。以律令從事。

E. P. T 68 : 58

(本文「状」)

④ 状。辭曰、公乘、居延中宿里、年五十一歲、姓陳氏。

E. P. T 68 : 68

今年正月、府補業守候長、署不侵部、主領吏

E. P. T 68 : 69

迹候備寇虜盜賊爲職。迺今月三日壬寅、居延常安亭長

E. P. T 68 : 70

王闕・閔子男同・攻虜亭長趙常及客民趙闕・范翁等

E. P. T 68 : 71

五人俱亡。皆共盜官兵、臧千錢以上、帶大刀劍及鉞各一、

E. P. T 68 : 72

又各持錐・小尺白刀・箴各一、蘭越甲渠當曲際塞、從河

E. P. T 68 : 73

水中天田出。案、常等持禁物、蘭越塞

E. P. T 68 : 74

于邊關傲。逐捕未得。它案驗未竟。以此

E. P. T 68 : 75

知而勃。無長吏使勃者。状具此。

E. P. T 68 : 76

(送り状 A)

建武六年三月庚子朔甲辰、不侵守候長業敢

E. P. T 68 : 54

言之。謹移勃状一編。敢言之。

E. P. T 68 : 55

(送り状 C)

三月己酉、甲渠守候 移移居延。寫移。如律令。／掾譚・令史嘉

E. P. T 68 : 56

1 送り状の種類

劾状に含まれる送り状は前掲不侵守候長業劾状に見える三種と、後述の甲渠守候長昌林劾状に含まれる送り状、

建武六年四月己巳朔己丑、甲渠候長昌林劾。將

良、詣居延獄。以律令從事。

E. P. T68 : 31
E. P. T68 : 32

との四種類が見い出され、各々の書式は次のとおりまとめられる。

A : (年号) ○年○月(干支) 朔(干支) (官名) (名前) 敢言之。謹移劾状一編。敢言之。

B : (年号) ○年○月(干支) 朔(干支) (官名) (名前) 劾。移居延獄。以律令從事。

B' : (年号) ○年○月(干支) 朔(干支) (官名) (名前) 劾。將某詣居延獄。以律令從事。

C : ○月(干支) (官名) (名前) 移居延。写移。如律令。

これらの送り状には同一日附のものが多く、それを集めるとA・B・C又はA・B'・Cの三種類で一組を成している。送り状BとB'は「移」と「將某詣」が相違するだけで、第二章二節で述べる如く被挙劾者の身柄が確保されている場合はB'、未確保ならばBが選択的に使用されるのである。実はこの同一日附でのまとめ方では不都合が生じ、送り状の組合せはAとB(B')とが同一発信者であることを基準にすべきである^①。即ち、一案件の劾状について、送り状発信者はAとB(B')が同一、Cが甲渠鄣候で、それらは同一日附が多い、ということになる。なお、前掲不侵守候長業劾状はT六八出土劾状で唯一の三月附であるから、三月己酉附の送り状Cをこれに加えることができる。

では次に、各送り状の文言の検討に移ろう。行論の都合上送り状Cから。

2 送り状 C

送り状Cは年号記載が無く月から始まっているが、かかる文書は独立文書ではなく、他の文書に追加されて一文書を形成するものである（大庭一九八一）。元康五年詔書冊の如く、上級機関からの文書を更に下達する場合には、かかる記載様式の詔後行下之辭を文書冊末尾に追加し送付する（大庭一九六一）。詔後行下之辭の如く、送付されてきた文書を更に送付する際に文書末尾に追加される文書を、以下「中継転送文書」と称する。次掲の際長病書牒にも含まれる。

建武三年三月丁亥朔己丑、城北際長黨敢言之。

迺二月壬午、病加丙脾雍種匈脅丈滿、不耐食

飲。未能視事。敢言之。

三月丁亥朔辛卯、城北守候長匡敢言之。謹寫移際長黨

病書、如牒。敢言之。今言府請令就醫。

E. P. F. 22 : 80

E. P. F. 22 : 81

E. P. F. 22 : 82

際長発信文書E. P. F. 22 : 80, 81が部に送付され、候長は中継転送文書E. P. F. 22 : 82をその末尾に追加して候官へ送付している。最後の「今言府請令就醫」は別筆で候官の判断を追記したものである。この様に、下達・上申という文書送付方向に拘わり無く、送付されてきた文書を更に中継転送する場合には、転送者発信の中継転送文書が追加されるが、それは年号がなく月から始まる記載様式を取る。従って、年号記載の無い送り状Cは中継転送文書である。この中継転送文書で注目されるのは「写移」という文言である。これは送り状Cにも見えるが、E. P. T. 52 : 38Aに、

□證。謹写委書移。調報酒泉太守府。敢言之。

とある如く、文書を複「写」して「移」送することである（靱山一九九二）。それ故、中継転送文書にはよく見られ、上申文書ならば際長病書牒の如く「謹写移……」という形で現れる。この点を確認して文言の検討に移ろう。

まず「移居延」であるが、「移」は同格官庁間の通知の際に使用される語で（大庭一九七九、「居延」は居延県である（角谷一九九三）から、この部分は「居延県に通知する」となる。

では「移居延」に続く「写移」は如何なる意味であろうか^③。この語は通知先を示す「移居延」と「如律令」の間にあるが、かかる句造りの場合、この部分は文書送付先に対する通知・命令である。パスポートがこの句造りである。

□□ 充光。謹案戸籍、在官者弟年五十九、母官獄徵事。願以令取傳、乘所占用馬□

八月癸酉、居延丞奉光、移過所・河津・金關。毋苛留止。如律令。／掾承□

218・2(A32)

簡の右側が欠損しているが、他のパスポートの例から見れば^④、欠損部分とこの簡の一行目が某郷畜夫の申請である。二行目は郷畜夫の申請を承けた居延県丞奉光発信の文書であるが、通知先の「過所河津金關」と「如律令」との間の部分「毋苛留止」は通知先に対する命令内容である。もう一例。

更始二年四月乙亥朔辛丑、甲渠鄯守候・塞尉二人、移埴池。律曰□□□□
□□□史驗問取責報。不服、移自証爰書。如律令。

E・P・C39

この例では「移埴池」と「如律令」の間の部分が通知・命令内容である。これらの類例から、送り状Cの「移居延」と「如律令」の間の「写移」も文書送付先に対する通知・命令と考えるべきである。前述の如く「写移」は文書の中継転送の際によく現れる語で複写・移送の意であるから、送り状Cの「移居延写移如律令」という文言は「居延県に通知する。（居延県はこの文書を）複写して移送せよ。律令の如くせよ」と解釈される。

3 送り状 A

送り状Aは言う迄もなく「劾状」送付時の送り状であるが、送付先は候官である。送り状Aの発信者には令史、士吏、候長、候史、際長がいる^⑤。その内、際長以外の者が候官へ直接送付するのは通例である^⑦。際長の発信の場合、前掲際長病

書牒の例では部を経由し候長の送り状を追加して候官へ提出されているが、通常の送付形態は他の文書と同様候官への直接送付である。次の簡はこの事を示すものである。

霍辟兵印

十一月丙寅際長辟兵以來

E. P. T. 51 : 226

送付される文書は発信者の印で封印され、その印文は文書受領日附及び持参者名と共に文書受領時に記録されるが、その記録がこの簡である。印文の「霍辟兵」と持参者「際長辟兵」は同一人物と思われるから、この場合、際長が自身の発信文書を自分で候官へ持参しており、この文書は部を経由せず際長から直接候官へ送付されている。^⑩ 際長から候官への送付文書を際長病書牒の如く候長が中継する場合には、候長発信の中継転送文書が添附されるはずである。その中継転送文書は前述の如く年号の記載が無く月から始まり、上申文書では「謹写移」という文言を持つが、かかる書式の中継転送文書で候長発信のものは際長病書牒以外に次の一例を見出し出すのみである。

十一月丁巳、吞遠候長放敢言之。謹寫移。敢言

議小子□老銅不即害病可言府

168・7(A8)

二行目は別筆で記された候官の判断であるが、その内容からこの文書は吞遠部所属吏卒の病気に關するものと推測される。病氣關係の文書に候官の判断が別筆で追記されている点、際長病書牒と同一である。吏卒の病氣による欠勤は候官へ、更に府へと報告されるが、吏の勤務・欠勤は労との關係から厳格に管理されたはずであり、それ故、特別に候長經由で候官に送付されたのであろう。「謹写移」の文言を持つ上申の中継転送文書のうち、部候発信の例は幾つか見出しうるの^⑪に對し、候長発信がこの二例のみであることから、際長病書牒に見られる際長↓候長(部)↓候官という文書送達形態は特例であつて、通常は際・部から候官へ直接送付されたと考えるべきであらう。

以上の検討から、「劾状」に添附して送付される送り状Aは、発信者の如何に拘わらず候官へ直接送付されたと考えら

れる。

4 送り状 B (B')

送り状 B と B' の文言は両者の比較から、①「劾」、②「移居延獄」又は「將某詣居延獄」、③「以律令從事」の三部分構成であることがわかる。以下、各部分毎に検討しよう。

まず「劾」について。「劾」は後述の如く「告発する」の意で、その主体は発信者自身である。先述の如く送り状 B (B') の発信者は A と同一であるから、挙劾の主体には令史・士吏・候長・候史・際長がおり、候官所属少吏のほぼ全部である。¹⁶ この事は挙劾が吏の職権や職掌によるものではないことを意味しよう。

次に「以律令從事」について。このうち「從事」の語は詔後行下之辭や人事異動の通知にも見えるように、文書送付先に対し職務の執行を命ずる職務執行文言である。この「以律令從事」は送り状 B (B') にしか附かないので、¹⁷ 獄に関する場合の職務執行文言と思われるが、「獄」への通知の際に必ずこの文言が附されるわけではない。¹⁸

元康二年六月戊戌朔戊戌、肩水候長長生以私印

行候事。寫移昭武獄。如律令。

20・11(A33)

この簡の文言を送り状 B (B') と比較すると「獄」字はあるが「劾」字はない。これより「以律令從事」は「獄」と「劬」の両方がある場合に固有の文言、換言すれば、「劬」「獄」の両者と極めて密接に結びついた職務執行文言であることがわかる。この「以律令從事」と類似の文言には「如律令」があり、例のように獄に対しても用いられるが、劬状の送り状 B (B') には「如律令」ではなく必ず「以律令從事」が附されることから、この文言が「如律令」とは異なる独自の意味を持ち、それが「劬」「獄」と密接に関連している事は明らかである。「如律令」は単に命令の執行を促す書き止め文言であるの¹⁹ に対し、「以律令從事」は文書送付先に対して職務執行に当たって依拠すべき規定が「律令」であることを具体的に指

示するものである。「以く従事」という同じ表現の例を挙げておこう。

等三人、捕羌虜斬首各二級。當免爲庶人。有書。今以舊制律令、爲捕斬匈奴虜反羌購賞、各如牒。前諸郡以西州書、免劉玄及王便等爲民。皆不當行。書到、以科別従事。官奴婢以西州

E. P. F. 22 : 221

「書到以科別従事」の部分は「この文書が到着したら、科別に依拠して職務を執行せよ」という意味であり、職務執行に当たって依拠すべき具体的規定が「科別」であることを指示している。また、

捕律。禁吏、母夜入人廬舎捕人。犯者、其室歐傷之、以母故入人室律従事。

395・11(P9)

も「母故入人室律」が依拠規定であることを指示するものである(大庭一九八二a)。この様に「以く従事」という表現は職務執行時の依拠規定を指示するものであるから、「以律令従事」も「律令に依拠して職務を執行せよ」の意と解釈される。なお、後述の様にこの文言は獄に対して挙劾し裁判の実施を命ずる職務執行文言である故、依拠すべき規定が「律令」と表現されるのである。

最後に「移居延獄」と「将某詣居延獄」について。このうち「居延獄」は居延県の獄であるから(角谷一九九三)、「移居延獄」は「居延獄に通知する」となる。この県獄は県廷に附設されていたようである。

● 遣士吏奉・尉史常、自詣獄、還選。移居延。□

214・106(A8)

は居延県への文書発信記録であるが(永田一九八九e)、獄へ吏を派遣する旨を獄ではなく県へ通知しているのは、獄が県廷に附設されていたからであろう。一方の「将く詣く」の句造りは詣官簿によく見られる。

第二縣長饗、将部卒詣官、廩。三月丙戌致食入。

133・16(A8)

は「部卒を引連れて候官に出頭し食糧支給を受ける」の意であるから(永田一九八九e)、「将某詣居延獄」は「某を連行して居延獄へ出頭する」となる。後述の如く連行されている「某」が被挙劾者である。

この「移居延獄(将某詣居延獄)」については、その行為主体を明確にしておかなければならない。何故なら、この行為

主体を如何に解釈するかによって文書送付先も異なることとなり、それは劾状の送付経路の復原において極めて重要な問題だからである。行為主体の可能性は二つある。①行為主体が発信者自身の場合、送り状B(B')は、発信者が「劾」してさらに発信者自身が「居延獄に通知(某を居延獄に連行)」する、と解釈される。②行為主体が文書送付先である場合、この場合、この部分は文書送付先に対する命令となり、送り状の解釈は、発信者が「劬」するので、文書受領者は「居延獄に通知せよ(某を居延獄に連行せよ)」となる。さらに、送り状B(B')の送付先もそれに従って、①ならば「移居延獄」とある居延獄、②ならば劬状出土地である甲渠候官となる。

さて、この文言の後に附く「以律令從事」は先述の如く文書送付先に対する職務執行文言で、依拠すべき具体的規定が「律令」であることを指示するものだから、①ならば居延獄に対して「律令」に依拠して職務を執行せよという命令となり、②ならば甲渠候官に対し、居延獄への通知(獄への被挙劾者の連行)を「律令」に依拠して執行せよ、と命ずる文言となる。この文言と「劬」との密接な結びつきを考慮すれば、②の解釈では「劬」の場合に特別の通知・連行規定があったことになる。しかし、通知・連行方法が具体的に「律令」に規定されていたとは考え難く、①の解釈を取るべきである。送り状B'に「劬將某詣居延獄」とあるように「劬」されると被挙劾者は獄へ護送され、その後裁判が行われる(窺山一九八五)。その手順を考慮すれば、「以律令從事」は発信者の「劬」を承けて裁判を実施するよう「獄」に対して命ずる文言であると考えられよう。この裁判の場合こそ依拠すべき具体的規定として「律令」が現れるにふさわしく、且つ、かく考えることによって「以律令從事」が「劬」「獄」の両方がある場合に固有の職務執行文言であることの説明もされ得る。

この行為主体の問題について次の第二亭長簡文書は注目される。

始元年十月甲辰朔戊辰、第二亭長舒劬。敢言之。捕

275・10(A8)

得常有・程生。写移居延獄。謁以律令從事。

275・13(A8)

この簡でも「劬」「移居延獄」を承けて「以律令從事」という職務執行文言がある点、送り状B(B')と同一である。こ

では「謁」字が「以律令從事」の前にあることに注目される。結論を先に言うと、この「謁」字以後の部分が文書送付先に対する依頼内容で、それより前の「捕得常有・程生。写移居延獄」の行為主体は発信者自身なのである。以下、この点について述べておこう。

「謁」字は秋射の際の賜勞申請にも見える。

□月庚戌朔己卯、甲渠鄴候誼敢言之。府書曰、蓬際長、秋以令射、長吏雜試、臬

□都尉府。謹鄴際長假如牒。謁以令賜優勞十五日。敢言之。

28・15(A8)

これは甲渠鄴候誼の都尉府に対する賜勞申請である。従来、次の簡を根拠として秋射での賜勞は太守がその権限を持つと解釈されてきた(大庭一九五三、永田一九八九)。

五鳳三年十月甲辰朔甲辰、居延都尉德・丞延壽敢言之。甲渠候漢置書言、候長賢日迹積

三百廿一日。以令賜賢勞百六十日半日。謹移賜勞名籍一編。敢言之。

159・14(A8)

この居延都尉德文書を太守に対する「賜勞」申請と解釈したためである。しかし、都尉が「増勞」している例がある。^②

□居延都尉德・丞延壽、以令増就勞百七

E. P. T. 56 : 199

「令」に基づく「増勞」は北辺挈令第四による勞の五割増で(大庭一九五三)、前掲居延都尉德文書で「賜」った「勞百六十日半日」がこれに当たるが、この「増勞」は「賜勞」と同義である。

□建昭元年十月且日迹、盡二年九月晦日、積三百八十三日、以令賜勞六月十一日半日

□建昭二年秋射、發矢十二、中帶矢 以令賜勞

145・37(A8)

敦德步廣尉曲平望塞、有秩候長、敦德 新始建國地皇上戊元年七月乙未迹、盡二年九月晦、積三百六十日、除月小五日、定三百

亭間田東武里、五士、王參、秩庶士

五十五、以令二日當三日、増勞百黍十黍日半日、爲五月二十黍日半日

T. M. a. 3 / 1854

この例では、同じ労の割増を「増勞」とも「賜勞」とも表記している。従って、賜勞・増勞権は太守ではなく都尉に帰属する。^⑤ それ故、甲渠鄯候誼賜勞申請文書の「謁」字以下「以令賜優勞十五日」は文書送付先である都尉府に対する賜勞の依頼であり、「謁」字以前の部分の行為主体は「謹」字があることから明らかなように発信者自身である。

「謁」はまたパスポートにも見られる。

建平五年十二月辛卯朔丙寅、東郷齋夫謹敢言之。嘉平□

□□□□案忠等母官獄徵事。謁移過所縣邑門亭河津關、毋苛留。敢言之。

十二月辛卯、祿福獄丞博行丞事、移過所。如律令。／掾海・守令史衆

495・12A+506・20A (A35)

東郷齋夫護上申文書の「謁」から「毋苛留」までが送付先の祿福獄丞博に対する依頼内容で、「謁」以前の「案忠等母官獄徵事」は東郷齋夫護自身による調査報告である。

この様に、「謁」字はその文書送付先に対する依頼内容を導く文字で、それ以前の部分の行為主体は発信者自身である。従って、前掲第二亭長舒文書の「謁以律令從事」の部分は文書送付先に対する依頼で、それ以前の「捕得常有程生写移居延獄」の行為主体は発信者自身である。もしも「捕得」以下も依頼であれば当然「捕得」の前に「謁」字が来なければならないからである。故にこの文書は「写移居延獄」とある居延獄が送付先で、「以律令從事」は居延獄に対する職務執行文言となる。この第二亭長舒文書にも送り状B (B')と同様「獄」「劾」があり、「以律令從事」の文言が「劾」を承けて裁判を行うよう獄に命ずる職務執行文言であることが確認される。この点からも、送り状B (B')の「移居延獄(将某詣居延獄)」の行為主体は発信者自身でなければならない。なお、第二亭長舒文書が上申文書の固有文言「敢言之」を持つのは、獄が県に附随しその県は候官と同格であるため使われたのであろう。^⑥

この様に送り状B (B')は獄に対して挙劾し裁判の実施を命ずる文書であるから、「将某詣居延獄」と送り状B'で居延獄へその護送が通知されている「某」が被挙劾者であること、多言を要しないであろう。

以上の考察から、送り状B (B') (「内はB'」は「発信者 劾し、居延獄へ移す〔某を將いて居延獄へ詣る〕。律令を以て従事せよ」と訓じ、「発信者が」挙劾し、居延県獄に通知する〔被挙劾者某を連行して居延県獄に出頭する〕。律令の規定に依拠して被挙劾者の裁判を実施せよ」という意味に解釈される。

① 日附基準では、建武六年四月己巳朔己丑(二日)附について、甲渠守候長昌林発信の送り状B' (E. P. T. 68: 31) と、「令……」発信の種類不明の送り状 (E. P. T. 68: 41) があるので発信者が相連することになり、さらに送り状Cが二簡 (E. P. T. 68: 83, 43) あるという問題が起こるが、送り状AとB・B'を同一発信者でまとめ、甲渠守候長昌林発信の送り状を戊子(二〇日)附甲渠守候長昌林発信の送り状A (E. P. T. 68: 29) と組合せ、それに送り状Cのうち一簡を加えることで問題は解消される。

② 年号記載の無い文書が全て中継転送文書であるわけではない。「記」と呼ばれる下達文書(「記」については鶴岡一九八八参照)は年号が無いが中継転送文書ではない。「記」は、①日附記載を欠くものもある、②通常下級機関への下達には「謂」字が使われるのに対し「告」字が使われている(「告」と「謂」については大庭一九七九参照)、③「写移記到」という中継転送の文言が見られない、という点から、通常の下達文書とは異質のものと思われる。「記」以外のものは年号の単なる省略と思われる。緊急非常時の檄(278・7(A10))もこれに含まれる。

③ 送り状Cである後掲E. P. T. 68: 79が「写移書到」に作るのので、送り状Cの「写移」はこの省略とも考えられる。しかし、「移居延写移如律令」の文言は送り状Cに固有で他に例を見ないので、「写移」を「写移書到」の省略と考えることはできない。「写移書到」は中継転送文書の頻出文言であるから、E. P. T. 68: 79は誤って「書到」が入っ

たのであろう。

④ ハスポートについては大庭一九五四参照。

⑤ 「写移」の語が文書の中継転送とは無関係に現れる場合があるが、それは委書(候衆君所責寇恩事冊書 E. P. F. 22: 1~36, 265・40(A 33))、獄(10・11(A 33)、20・11(A 33)及び後掲275・10+275・13(A10))という特定の関係に限られ、これらの場合の文書作成・送付手続きの特異性を示唆する。

⑥ T六八出土送り状Aの発信者に際長・候史・土吏はいないが、際長は25・7(A21)に、候史は送り状BであるE. P. F. 13: 66に見え、AとBは同一発信者なので、候史もAの発信者に加えられる。土吏については送り状Aによって送付される本文「状」の発信者の例がある(456・4(P9), E. P. F. 22: 323)。

⑦ 令史発信の候官宛文書については永田一九八九参照。

⑧ ここで「部を経由する」というのは単なる文書運搬経路のことではなく、文書が候長宛で候長がそれを開封し、中継転送文書を追加し、候長の印によって封印して候官へ送付するという手続きを取ることを意味する。

⑨ 市川一九六四。中継転送文書が附加される場合も中継転送者の印で封印される(E. P. T. 51: 462A, B)。従って、文書は常に最終発信者の印で封印される。

⑩ これ以外にも同様の記録で、4・15(A8)の関武、5・2(A33)の朱千秋、562・14(A33)の牛慶、各々46・6(A8)、387・4(A33)、

560・4 (A33) より、隊長であったと思われる、隊長が封印し発信した文書がそのまま候官に送付されていることになる。

⑬ 311・6 (A8) 米田一九五五参照。

⑭ E. P. T. 50 : 10 では病気の十五日間は労に認定されていない。功勞については大庭一九五三参照。

⑮ 同じく労に關係する秋射の報告について、賜勞申請文書は郵候が、發書は令史がそれぞれ都尉府に送付する形で不正防止が図られている。この点については後述。

⑯ その例は312・23 (A8), E. P. T. 5 : 4, E. P. T. 52 : 108, E. P. T. 56 : 236, 4・16 (A8) 等「唯府」の語から送付先が「府」であり、郵候の発信とわかる。

⑰ 候官所屬の少吏のうち掾と尉史が「劾」した例はない。尉史については、漢簡から窺える尉史の職掌が拳劾をしている令史とほぼ同一であることから、尉史の拳劾例が見えてくるのは職掌に因るのではなく、資料的制限に因ると考える。

⑱ E. P. T. 22 : 56～60 など。なお、「從事」を含む文言は上申文書でも使われる。E. P. T. 51 : 236。

⑲ 唯一331・107 (A8) だけが「候以律令從事」と積するが、写真では「候」字の右半は「犬」に見える。右半を「犬」に作る「候」字の例はなく、この簡も「獄」と積すべきであろう。

⑳ 王国維『流沙墜簡』以来、「如律令」は「律令の規定に従って処理せよ」と解釈されてきたが、「如律令」を含む下達文書の内容全てに関して律令に具体的規定があったのだろうか。139・36+142・33 (A8), 506・9 (A35) ではそれぞれ何かの修理とその完了報告、借金の回収が命令されているが、かかる個別具体的な事柄が律令に規定されていたとは考え難く、「如律令」は単なる命令執行文言以上の意味を持たないと考えらるべきである。「如律令」の従来の解釈によれば、E. P.

T. 22 : 151 の例では府記(A-C面)には「如律令」がないので、この命令に関しては律令に規定がないこととなり、一方、それを承けた甲渠守候発信の中継転送文書(D面)には「如府記律令」とあるので、「府記・律令の規定に従って処理せよ」と解釈しなければならぬ。そもそも「記」には「如律令」の文言は附かない(鶴飼一九八八)ので、「記」で下達される命令は全く律令に準拠規定がないことになる。しかし、かかる解釈は不合理であるし、「記」の内容と律令の規定とが關係するとも思われぬ。

㉑ この簡については藤田一九九三参照。

㉒ 「居延」は都尉府、候官、県の可能性があるが、都尉府は通常「府」と言われる。また、これは士吏と尉史を獄へ派遣した旨の通知であるが、漢簡に見える獄は全て臬獄であるから、「居延」は臬と考えられる。

㉓ 『漢書』卷七五夏侯勝傳「於是承相義、御史大夫広明劾奏勝非議詔書、毀先帝、不道、及丞相長史黃朝阿縱勝、不拳劾、俱下獄。」

㉔ この二簡は出土地と筆跡が同一で、「捕得」は58・17 (A8) ʼ E. P. T. 22 : 222～235 にも見える成語であるから、この二簡は接続する。

㉕ 「謹都察長」の「都」は「移」の誤写であろう。同じく賜勞申請文書の6・5 (A8) は「謹移第四隊長奴……」ʼ E. P. T. 56 : 182 は「謹移副射中□□」と「移」に作る。

㉖ 本文所掲の北辺掣令による「増勞」以外に、E. P. T. 59 : 339 では「詔書」の規定に基づく「増勞」も都尉によって行われている。なお、本文所掲の E. P. T. 56 : 199 ʼ ㉑ E. P. T. 59 : 339 は同一書式と思われる。

㉗ 太守賜勞の根拠とされた 159・14 は賜勞を実施した都尉から太守府への報告と理解すべきであろう。上級機関への事後報告の例として寧の認可がある。寧は候官がその許認可権を持つが、57・1A (A8) ʼ

は都府へ事後報告している。候官から都府への賜芳申請文書には依頼内容を導く「謁」字を含む(本文前掲28・15, E. P. T. 59: 348)のに対し、159・14には「謁」字がないこともそれが依頼でなく事後報告であることを示す。57・1Aで「子赦寧敢言之」と記され「謁」字はない。更に、28・15が秋射実施の根拠を「(都府) 府書曰」と記すことも、秋射による芳の認定が都府府の権限に拠ることを示す。

②④ 取えて訓ずれば「こふらくは」となる(『春秋左氏伝』昭公十六年注

二 劾状本文の検討

1 劾状本文の復原

T六八出土の劾状本文には、文章の続き具合から箇の排列を復原できるものがある。第一章冒頭所掲の不侵守候長業劾状である。この劾状本文は日附と挙劾者の身元記載(E. P. T. 68: 69「府補業守候長署不侵部」)より、建武六年三月庚子朔甲辰附不侵守候長業発信の送り状(E. P. T. 68: 54~55, 57~58)及び三月癸酉附甲渠守候中継転送文書(E. P. T. 68: 56)と同一案件のものであることがわかる。^①

一見して明らかな如く、E. P. T. 68: 59~64(本文非「状」と68~76(本文「状」)はほぼ同内容である。同様に、他案件の劾状でもほぼ同内容の本文が必ず二種類あり、これは劎状の一特徴といえる。本文のうち一方は「**●**状辞曰」で始まり「状具此」で結ばれ、もう一方にはこの文言はない。そこでこれら二種類の本文を区別して、前者を「本文『状』」、後者を「本文非『状』」と称する。

不侵守候長業劎状本文から二種類の本文に特有の文言や記載内容を取り出してみると次のものが挙げられる。

に「謁、請也」とある。漢簡において、文書送付先に對する職務執行の依頼を表す字は、この「謁」の他に「唯」があり、10・11(A33) E. P. T. 53: 186等に見える。「唯」については市川一九六四参照。

②⑤ 79. D. M. T. 12: 38/395-a「謹」「敢言之」の文言を持つが、「劎」写移龍勒獄以律令從事」の語からこの文書の送付先は龍勒獄でなければならぬ。79. D. M. T. 12: 28/386も送り状B(β)末尾の断簡であるが「敢言之」を持つ。

本文「状」 ○書き出しが「状辞曰」、書き止めが「状具此」

○冒頭に送り状A及びB(B')の発信者(拳劾者)の身元記載

「爵・県・里・年齢・姓・任官時期・官名・職務内容」

○末尾に「以此知而効無長吏使劾者」の文言

本文非「状」 ○書き出しが「迺某月某日」

これらの特有文言と記載内容を手掛かりとして、令史立劾状の本文E・F・H88・I5・J88の排列を復原してみよう。私見に依れば『居延新簡』とは排列を異にする。劾状において二種類の本文は異なる機能を持つ故、各々の本文の特徴を検討する上で正確な排列復原は不可欠である。そこで少し紙幅を費やして本文の排列を検討したい。なお、⑥⑦等の番号は後掲の復原冊書に附された番号である。

⑥⑦と⑫⑬は本文「状」特有の文言・内容であるから、それぞれが接続し、本文「状」の冒頭と末尾に位置する。⑥は積文に断裂の記載はないが写真では明らかに上部が折れており、その部分に「状辞曰」の語があったはずである。⑥は

①は本文非「状」の書き出しである。前掲不侵守候長業劾状本文において、「迺今月三日壬寅」という表記が兩本文に見える如く、「迺某月某日」という表記が直ちに本文非「状」とはいえないが、①の「九月庚辰」は送り状の「九月癸酉朔」によれば八日に当たり、同日を指す「今月八日」の語が本文「状」⑦に見えるので、①は本文非「状」と断定できる。

②「夏侯譚争言闘」の夏侯譚は⑧の「主官譚」から主官であり、また、⑩に「譚与憲争言闘」と原憲・夏侯譚の争いが記されているので、②は①「原憲与主官」から続く。

②③は傷の程度を述べているが、E・P・T.68・188に「頭四所其一所創袤三寸三所創袤二寸半皆広三分深至骨」とある如く、傷の程度はその長さと同幅で表現されており、②③は連続する。

④は「棗一盛糲三斗米五斗騎馬蘭越隴南塞天田出」の句が本文「状」⑫に見えるので、本文非「状」である。

⑤「逐捕未得它案驗未竟」の文言は、不侵守候長業効状の如く「案」の中に現れる語であるが、この効状では本文「状」の方に「案」はなく、④の「案」に続くものである。

⑪は、同一句「憲帶劔持官弩一箭十一枚大」を含む③が本文非「状」であるから本文「状」である。

③と⑪は末尾が、④と⑫は冒頭が各々同一で、ともに原憲逃亡の際の携帶物品の詳細であるから、③・⑪から④・⑫へ「持大革囊一」と続くが、本文「状」の⑪は⑫に、本文非「状」の③は④に続く。

⑩の末尾「令史」は、送り状AのE. P. T. 68: 13に「令史立」とあるので、⑪「立」へ続く。

この時点で本文非「状」は完結しているので、残る⑧と⑨は本文「状」となり、入り得る位置は⑦と⑩の間である。⑧の「讓持酒來過候飲」に類似する記載が、E. P. T. 20: 6に「今年八月中候繆訶客賈囊持酒」とみえる。T. 20は、この効状に現れる主官夏候譚の斥免に関する箇(E. P. T. 20: 5, 12, 14)を含み、E. P. T. 20: 6の記載は効状の月とは異なるがこの事件のようである。されば、⑧の「讓」は「客」であり、⑦「客民不審」に続き得る。仮に、E. P. T. 20: 6が無関係であったとしても、「不審」の語には「興客不審郡県姓名習字歳年卅」(79 D. N. T. 8: 28/683)、「覆胡亭卒不審名字」(E. P. T. 59: 2)といった用例があり、「客民不審……讓」という表現はあり得る。また飲酒に関する⑧「持酒來過候飲」「酒尽」、⑨「候復持酒」「飲再行酒尽」の語の関連性から⑧⑨は連続し、その結果⑦⑧⑨⑩と続くと考えて良いだろう。

以上の考察によって、令史立効状本文の排列は次の如く復原される。

(本文非「状」)

① 迺九月庚辰、甲渠第四守候長、居延市陽里、上造原憲、與主官 E. P. T. 68: 24

② 夏候譚爭言聞。憲以所帶劔刃、擊傷譚匈一所。廣二寸 E. P. T. 68: 20

③ 長六寸、深至骨。憲帶劔、持官六石具弩一・彘矢銅鏃十一枚、持大 E. P. T. 68: 21

④ □案一、盛糲三斗・米五斗、騎馬、蘭越際南塞天田出。案、憲闕傷 E. P. T. 68: 22

⑤ 盜官兵、持禁物、蘭越于邊關傲亡。逐捕未得。它案驗未竟。 E. P. T 68 : 23

(送り状 B)

建武五年九月癸酉朔壬午、甲渠令史立劾、移居延

獄。以律令從事。

E. P. T 68 : 14
E. P. T 68 : 15

(本文「状」)

⑥ 上造、居延累山里、年卅八歲、姓周氏。建武五年八月中、除爲甲

E. P. T 68 : 16

⑦ 渠斗食令史、備寇虜盜賊爲職。至今月八日、客民不審

官

渠斗食令史、備寇虜盜賊爲職。至今月八日、客民不審

E. P. T 68 : 17

⑧ 讓持酒來過候飲。第四守候長原憲詣官。候賜憲・主官譚等酒。酒盡。讓欲去。

E. P. T 68 : 18

⑨ 候復持酒、出之堂煌上、飲再行。酒盡。皆起。讓與候史候

E. P. T 68 : 19

⑩ 人。譚與憲爭言鬪。憲以劔擊傷譚匈、騎馬馳南去。候即時與令史

E. P. T 68 : 25

⑪ 立等逐捕、到憲治所、不能及。驗問際長王長、辭曰、憲帶劔、持官弩一・箭十二枚・大

E. P. T 68 : 26 A

⑫ 革囊一、盛糲三斗・米五斗、騎馬蘭越際南塞天田出、西南去。以此知而

E. P. T 68 : 27

⑬ 劾。無長吏教使劾者。状具此。

E. P. T 68 : 28

(送り状 A)

建武五年九月癸酉朔壬午、令史立敢言之。謹移劾劾状

E. P. T 68 : 13

一編。敢言之。

E. P. T 68 : 42

(送り状 C)

九月壬午、甲渠候□移居延。寫移書到。如律令。令史立

E. P. T 68 : 79

さらに本文の排列を復原できるものに、主官令史譚劾状 (E. P. T. 68: 1~12)、甲渠守候長昌林劾状 (送り状 E. P. T. 68: 28~33、本文「状」E. P. T. 68: 35~40)、令史某劾状 (送り状 E. P. T. 68: 81, 82、本文非「状」E. P. T. 68: 83~92) がある。これは文章の続き具合から本文が復原できるもので、本文の排列は『居延新簡』の通りである。これらは以後の考察で言及されるが、紙幅の都合で引用できなかったので『居延新簡』を参照されたい。

2 劾状本文の検討

前節に於いて復原された令史立劾状と不侵守候長業劾状を中心に、劾状を構成する二種類の本文、即ち本文「状」と本文非「状」各々の特徴を明らかにすることが本節の目的である。

初めに劾状本文に見える文言の検討から始めよう。

○「案」……「案」は駭問・調査の意味もあるが、ここでは文書発信者の当該案件に対する判断・見解である(初山一九九五)。不侵守候長業劾状では「案常等持禁物蘭越塞于辺関傲」とあるが、「禁物」は国外持出禁止物品、^⑤「蘭」は違法出入、^⑥「関傲」は関所のことである。この「案」中の「持禁物」は劾状本文の「帶大刀劍及鍔各一又各持錐小尺白刀箠各一」、「蘭越塞于辺関傲」は「蘭越甲渠当曲際塞從河水中天田出」という具体的記述をそれぞれ承けた違法行為の一般的表記で、所謂罪名に相当する。甲渠守候長昌林劾状では「案」以前の具体的記述が「蘭越甲渠却適際北塞天田出」(E. P. T. 68: 38)であるのに対し、「案」では「蘭越塞天田出入」(E. P. T. 68: 38)と「出入」になっている。これは「案」の「蘭越塞天田出入」が個別具体的記述ではなく、既に一般化された罪名であることを示す。この他にも「軟弱不任吏職」「鬪傷」「賊傷」「盗官兵」「不愛事辺」「私去署」等という特定の語が T. 68 出土劾状関係簡の「案」の中に屢々現れることも、これらの語が一般的表記としての罪名であることを示す。甲渠守候長昌林劾状に見えるように、送り状 B' の「將某詣居延獄」に現れる人物とこの「案」の違法行為者は同一であるから、この違法行為者がその劾状の被劾者なのである。従って、劾状

の「案」以下は挙劾者による被挙劾者の犯した罪名指摘といえる。

○「逐捕未得它案驗未竟」……「逐捕」は追跡逮捕の意。^⑨この文言は被挙劾者が逃亡中の劾状に固有であり、「未得」は被挙劾者未逮捕のことである。「它」字は、漢簡中に「毋以它為解」「毋它急」の例があり、それに倣えば「他」と読み「它案驗未竟」となるのであろう。^⑩「案驗」は驗問・尋問の意、「竟」は「尽くす」「完了する」の意である。^⑪従って、文意は「追跡逮捕に務めたがまだ逃走中で、上記以外、尋問はまだ完了しておりません」となる。この文言は送り状Bを附す劾状にはあるが、Bの劾状には無いので、送り状BとB'は被挙劾者の逮捕未逮捕による使い分けであることがわかる。なお、この文言の存在から、劾状は逮捕未逮捕に関係なく違法行為発覚の時点で作成されることも指摘されよう。

○「状辞曰」……「辞」は漢簡の用例では常に人の発言・供述のことである。

河平元年九月戊戌朔丙辰、不侵守候長士吏猛敢言之。謹驗問不侵候史嚴、辭曰、士伍、居延鳴沙里、年卅歲、姓衣氏、故民。今年八月癸酉、除爲不侵候史、以日迹爲職。嚴新除、未有追逐器物。自言尉駿所曰、毋追逐物。駿遺嚴往來、毋過

E. P. T. 59: 1

この簡の「辞曰」以下には、爵・県・里・年齢・姓・任官時期・官名・職務内容が列記されている。かかる記述様式はまた候粟君所責寇恩事冊書の二通の爰書冒頭にも見られ、共に被験問者自身による身元確認である。言う迄もなく「辞曰」以下は被験問者の供述であるから、かかる記述様式は供述時の身元確認の定型であろう。劾状もこれと同一の記述様式を取り、且つ「辞曰」以下の内容が劾状発信者即ち挙劾者自身の身元確認であるから、当然「辞曰」以下は挙劾者自身の供述である。

「状」は文書ではなく状況・事実経過の意である。次の簡は檄伝達留遅についての都尉府の譴責に対する甲渠侯官の返答である。^⑫

持行到府。皆後宮等到留遲。記到、各推辟界中、相付日時、具言状、會月廿六日。謹案、郷畜夫丁

宮入關檄、不過界中。男子郭長入關檄、十一月十八日乙未食坐五分、木中縣長張勳受冊并誠勞

E. P. F. 22 : 324

「具言狀」という命令に対する回答が「謹案」以下の檄傳達状況であるから、「狀」は狀況・事實經過の意である。この点、簡牘のみならず文獻の用例でも同様である。『東觀漢記』光武帝紀建武六年条「代郡太守劉興將數百騎攻賈覽。上狀檄至、光武知其必敗」は、「狀を上すの檄至るに」と訓せられ、「狀」は文書ではなく狀況・事實經過の意である。^⑮

この「狀辭曰」には前節で指摘した如く「狀具此」が結びの文言として対応している。「狀具此」に類似の表現には「對具此」「辭具此」があり、全て文末尾に位置しこの文言で文章が終わっているため、これらは書止め文言である。^⑯「對具此」の「對」は、

□牛車不載殺詣官。具對。光叩頭死罪死罪對曰、光不敢復吏

324・10(A33)

の如く、漢簡では驗問・譴責に対する回答・弁明を意味する語である。そして書止め文言「對具此」を持つ簡の内容も、「對」字に対応する如く驗問・譴責に対する回答・弁明である。

□以行塞、令吏卒射、折傷兵、不以時出付折傷簿。叩頭死罪。對具此。

311・19(A8)

「以時」は「速やかに」の意であるから、この簡は折傷簿提出遅延の譴責に対する回答・弁明であろう。先の簡に見える「叩頭死罪」の文言があることも、この簡が驗問・譴責に対する回答・弁明であることを示す。その回答・弁明に続けて書止め文言「對具此」が来ることから、この文言は「回答・弁明は以上で終わり」という意味と考えられる。「對具此」がかく理解されれば、「狀具此」も同様に「狀は以上で終わり」という意味になろう。更に、この「狀具此」と対応する「狀辭曰」の「狀」についても、書止め文言「狀具此」との対応から、以下の部分が「狀」であることを示す表題的なものと解釈されよう。かかる表題的表記は爰書にも見られ、爰書部分は表題的記載「爰書」で始まり、書止め文言「它如爰書」で終わっている（靱山一九九二）。

以上の検討から「狀辭曰」は「以下狀況・事實經過。（挙劾者の）辭に曰く」と解釈される。

○「以此知而劾無長吏（教使劾者）……「長吏」は候官では郵候と塞尉をいう（永田一九八九）。「以此知而劾」は、後述の如くこの文言以前が挙劾に至る経緯の説明であるので、「以上の事情によって違法事実を知り挙劾する」の意である。この部分は「無長吏使（教使劾者）」を「劾」の対象と解釈することもできるが、「劾」で文は終わり、長吏が挙劾されているのではない。先述の如く送り状B'で護送される人物、即ち「案」以下で罪名指摘されている違法行為者が被挙劾者だからである。事件の経緯から見ても長吏を挙劾することは考え難い。甲渠守候長昌林劾状は新占民趙良が夜道に迷って甲渠却適際北塞天田を違法に越えた事に関する挙劾であるが、長吏（郵候・塞尉）はこの違法行為を全く関知していないからである。さすれば「無長吏（教使劾者）」は「長吏の指示に因るのではなく、自分の判断で挙劾した」の意となろうか。

以上で文言の検討を終わり、次には本文「状」と本文非「状」との相違点を検討しよう。初めに本文中に現れる人物の身元記載について。

挙劾者の身元記載は、本文「状」では爵・県・里・年齢・姓・任官時期・官名・職務内容の順で記され、これは供述者自身による身元確認の定式である。これに対し本文非「状」ではそもそも挙劾者自身が文中で全く言及されない。被挙劾者については、本文「状」では官名はあるものの所謂名県爵里は全く記載がない。本文非「状」では官名・県・里・爵・姓名・年齢がこの順で表記され、爵・年齢の省略もあるが、漢簡中の名籍はかかる書式を取るのが一般であり（永田一九八九a）、身元記載の要件は満たしている。

本文の記述方法も相違している。令史立劾状について指摘すれば、本文「状」では被挙劾者原憲が主官夏侯譚に傷を負わせるに至る経緯の詳細な記述があるのに対し、本文非「状」ではその経緯は全て省略され傷害行為の時点から記述が始まっている。また傷害行為後の経過についても、本文「状」では原憲の逃走に伴い郵候が挙劾者令史立と共に追跡し、原憲の治所でその逃亡状況を際長王長に尋問したことが、時間経過に従って記述されている。それに対し本文非「状」では事実内容が記載されるだけである。同様に甲渠守候長昌林劾状本文「状」でも、被挙劾者趙良の違法行為が発覚して挙劾

されるに至る経緯が時間順に記述されている。これらの例から、本文「状」は挙劾に至る経緯の説明に重点があるといえる。一方の本文非「状」は挙劾に至る経緯の説明よりも、寧ろ違法事実自体の指摘に重点がある。主官令史譚劾状本文非「状」には「三月己亥、除署第四部。病款短氣。主亭際七所哢呼」という、本文「状」にはない記述がある。「主亭際七所哢呼」は、

建武癸酉十月辛酉朔壬戌、主官令史譚敢言之。爰書。不侵候長居延中宿里□業、主亭際案所哢呼不繕治、兵弩不繫持。案業軟弱不
|| 任吏職、以令斥免。它如爰書。敢

言之。

E. P. F22: 689+700^④

に見えるように「軟弱不任吏職」の構成要件の一つであるから、この記述も被挙劾者の違法事実、ここでは職務不履行の事実指摘である。

また、令史立劾状では罪名指摘の「案」が本文「状」にはなく、本文非「状」にしかないことも、かかる特徴を示すものである。前述の如く「案」以下の部分は挙劾者による被挙劾者の罪名指摘であるが、その「案」が本文非「状」の必須要素であることは、やはり被挙劾者の罪名指摘にその重点があることを意味しよう。

本節において先に指摘されたことも、かかる本文の特徴との関連で理解されよう。挙劾者と被挙劾者の身元記載の相違については、本文「状」では挙劾の経緯説明が中心なので、違法事実を知見した挙劾者が文書の主体となり、本文非「状」では違法事実が中心なので違法行為者である被挙劾者が主体となるからである。また、状況・事実経過の意である「状」を含む「状辞曰」「状具此」が本文「状」に固有の文言であることも、本文のかかる性格からすれば当然であり、「状辞曰」「状」は「挙劾に至る」状況・事実経過の意となろう。さらに、「以此知而劾無長吏教使劾者」の語も、これは挙劾の経緯に関する文言であるゆえ本文非「状」に現れるはずはない。

① 劾状本文と送り状の組合せは以下同様に日附と本文「状」冒頭の挙

劾者の身元記載による。

- ② この簡の裏に表と同筆で「揆譚」とある。
- ③ 第一章註④参照。
- ④ 第一章四節所掲495・12A+506・20A。
- ⑤ 『漢書』卷五〇汲黯伝応劾注「律、胡市、吏民不得持兵器及鉄出閔。」
- ⑥ 『漢書』卷五〇汲黯伝臣瓚注「無符傳出入為閔也。」
- ⑦ 『後漢書』伝七八西域伝「至於宣元之世、遂備蕃臣、閔徼不閉、羽檄不行。」
- ⑧ 「軟弱不任吏職」は主官令史譚劾状とE. P. T. 68: 192、「閔傷」は令史立劾状、「賊傷」はE. P. T. 68: 177, 191、「盜官兵」は令史立劾状、「不憂事辺」は令史某劾状とE. P. T. 68: 143、「私去發言」はE. P. T. 68: 112に見え⁹⁶。
- ⑨ 179・9 (A33)。
- ⑩ 本文所掲の二劾状と同じく「蘭越」の語がある甲渠守候長昌林劾状では、違法行為者が既に逮捕されているのでこの文言はない。
- ⑪ 爰書の場合も「它如爰書」と読む（初山一九九二）。
- ⑫ 『史記』卷八七李斯列伝「二世以為然、欲案丞相、恐其不審、乃使人案驗三川守與盜通状。」

三 「劾状」の語義

劾状冊書全体の排列復原に入る前に、「劾状」という語について検討しておこう。何故なら、「●右劾状」(E. P. F. 22: 827)と「●右劾及状」(E. P. T. 56: 118)なる簡が存在し、単純に対比すれば「劾状」は「劾」と「状」の二物と解釈され、これに倣えば送り状Aの「謹移劾状一編」も「劾」と「状」と理解され得るからである。

前掲本文「状」の書き始めは全て「状辞曰」に作るが、「劾状辞曰」に作るものがある。^①

劾状。辭曰、公乘、日勒益壽里、年卅歲、姓孫氏。遇元康三年七月戊午、以功次遷爲

20・6(A33)

^① E. P. S. 4, T. 2: 6. 『後漢書』紀六質帝紀永熹元年五月條「其令中部官繫囚罪非殊死、考未竟者、一切任出以須立秋。」

^② 同内容の簡E. P. F. 22: 125~151より、この簡は居延都尉府からの誹責に対する甲渠候官の返答であることがわかる。

^③ 『漢書』卷六九趙充国伝には「上報曰、皇帝問後將軍、……孰計其便、復奏。充国上状曰」とあり、いかにも「状」は文書を指すが如く見えるが、『東觀漢記』に倣って「状況を申し上げて言うには」と解釈すべきであらう。

^④ 「対具此」の文言を持つ例はS. 95 (A8)と次掲311・19. E. P. T. 52: 429⁹⁷「対曰此」に作るが「曰」は「具」の誤写であろう。「辭具此」の例はE. P. T. 52: 221, E. P. F. 22: 394⁹⁸。すべしこの文言や文章が終わってゐる。

^⑤ E. P. T. 52: 401。

^⑥ 甲渠守候長昌林劾状では被劾者趙良について「新占民居延臨仁里」と県里名が記載されているが、民の場合は官名の代替である。

^⑦ 初山一九九二でこの二簡の関連が指摘されているが、図版によって接続することは明らかである。

この箇の記載様式は劾状本文「状」の冒頭と完全に一致するので、これが本文「状」であることは間違いない。「状辞曰」は「劾状辞曰」の省略表現であることがわかる。^② それ故、「劾状」は「劾」が「状」を修飾する構造の一語である。もしも「劾状辞曰」の「劾状」が「劾」と「状」二物ならば、「劾状」と「状」の語義が異なるので「劾」を省略し得ない。また、「劾状」が「二物ならば」「挙劾とその経緯」の意となるが、令史立劾状では「劾」に至る経緯説明は有るものの、被劾者の罪名指摘に当たる「案」が無いので、「劬」即ち挙劬に相当する部分は「状辞曰」で始まる本文「状」に存在しないこととなる。かかる理由からも本文「状」冒頭の「状辞曰」は「劬状辞曰」の省略であるといえる。

この様に「劬状」の語を「挙劬に至る経緯」と解釈すれば、送り状A「謹移劬状一編」も「謹んで挙劬に至る経緯についての一編を送付する」と解釈すべきであろう。同一文書中の同一語に異なった意味を想定するのは不自然だからである。この場合、「謹移」と「一編」の間の文書名称であるべき部分に「挙劬に至る経緯」という文書内容を表す語が来るが、かかる表現は漢簡では通例である。

甘露二年五月己丑朔戊戌、候長壽敢言之。謹移「戍卒自言貫賈財物

吏民所定」一編。敢言之。

E. P. T. 53: 25

では括弧部分が送付文書の内容であるが、それがそのまま送付文書の呼称として記されている。^③ 従って、「劬状」を「挙劬に至る経緯」と解釈しても記載様式の点でも特に問題はない。

以上のように、劬状に見える「劬状」の語は「挙劬に至る経緯」という意の一語であると解釈される。なお、先の「右劬及状」「右劬状」の解釈については俄には断じ得ないが、ただ、これらの尾題簡はT六八出土簡に見えないので、本稿の考察対象である劬状冊書の中には含まれないと考える。

① 45・12 (78) も「劬状辞曰」に作る。

② 第二章二節において、劬状本文「状」の冒頭「状辞曰」の語に関し

て、「辞」の以下の内容から「状」が「挙劬に至る経緯」の意であると考えたが、この「劬状辞曰」の例によって誤り無きこと確認される。

③ 「名籍」なる語が附いてもその前の部分が固定化された文書名称と限らない。E. P. I. 51: 199 は明らかに文書内容に名籍の語を附している。

四 劾狀冊書の排列復原

1 劾狀冊書の構成

冊書の排列復原に当たって第一に検討すべきは、劾狀冊書が全体で一文書を成すのか、それとも、中継転送文書である送り状Cを除くAとB(B')が、それぞれの本文を伴い独立した一文書を各々構成しているのか、という問題である。これは裁判制度における挙劾手続きの理解に大きな影響を与える問題であるが、次の理由から独立の二文書であったと考える。まず、劾狀を構成する三種類の送り状について確認しておこう。送り状Aは文書送付の際に附加される送り状であるが、B(B')は厳密には送り状ではなくそれ自身が独立した文書^①、Cは他の文書に追加される中継転送文書である。今、仮に劾狀冊書が全体で一文書を形成していたとすると、本体となる文書がB(B')で、これに送り状Aが添附され甲渠候官へ、候官でB(B')+Aに中継転送文書Cが追加され居延県に送付された、となろう。かく考えた場合、①本文「状」と本文非「状」は当然B(B')と共に甲渠候官へ送られる文書本体を構成していたことになるが、一文書の中には同内容のものが二部含まれる必要性はどこにあるのか。②送り状Aには「謹移劾狀一編」とあるので、送付されるB(B')及び兩本文は「劾狀」となる。この「劾狀」は前章の検討に依れば「挙劾に至る経緯」の意であるが、これは獄に対して挙劾し裁判の実施を命じるB(B')の内容と合致しないのではないか。③B(B')は送り状Aによって甲渠候官へ送付されるが、先述の如く文書内容からB(B')の送付先・命令先は居延獄と考えられる。その場合、実際の送付先と文書内容の命令先が異なることになってしまふ。劾狀冊書全体を一文書と考えた場合かかる疑問が生じる故、送り状AとB(B')は各々独

立の文書であると考える。

では本文と送り状は如何なる組合せなのか。第二章で述べた如く、本文「状」は挙劾に至る経緯の説明が、本文非「状」は違法行為の指摘が中心であった。送り状は、Aが候官への「劾状」の送付、B(B')が獄への挙劾と裁判執行の命令であった。かかる性格から、本文「状」には送り状Aが、本文非「状」には送り状B(B')が組合せられること多言を要しないであろう。本文「状」が「劾状」そのもの、本文非「状」が送り状B(B')と共に告発文を構成する。

次に、送り状Cについて。第一章で述べた如く、Cは中継転送文書でAかB(B')に追加されたはずである。今、送り状CがB(B')に追加されたと仮定しよう。その場合の文書送付状況は、送り状Aの附される本文「状」は甲渠候官へ、送り状B(B')の附く本文非「状」は先ず甲渠候官へ提出され、そこで郵候の中継転送文書Cが追加されて居延県に送付され、Cの「写移」という命令によって居延県から居延県獄へ送付される、と理解される。しかし、この組合せには問題がある。

第一に、送り状B(B')は前述の如く居延県獄宛であるから、文書に明記された発信者と送付先との間で、文書に未記載の甲渠郵候が中継していることになる。問題はこのように「甲移乙」と記された文書が丙の中継転送文書を追加して、甲↓丙↓乙と送付されることがあるか、ということである。元康五年詔書冊や際長病書牒など統属関係に沿って送られる文書では、未記載の中継者が入ることはなく、文書に明記された受領者へ直接送付されている。また、統属関係にない他機関への送付文書の場合も、債権関係文書に見られる如く、候官所属の吏卒は債権回収を候官宛に依頼し、他機関へは郵候発信文書により通知されている。やはり、文書に記された発信者と送付先との間に第三者が介在することはない。債権関係文書の送付経路に倣えば、送り状B(B')の如く候官所属の吏が他機関である獄に文書を送付する場合にも、「敢言之」の文言を持つ候官宛の上申文書の中で獄への転送を依頼するはずである。それにも拘わらず「移居延獄」という送付先の明記があることから、送り状B(B')は郵候の中継を経ずに居延獄へ直接送付されたと考えるべきであろう。候官所

属の吏が郭候を通さずに文書を送付している例は秋射関係文書にも見える。

甘露二年八月戊午朔丙戌、甲渠令史齊敢言之。第十九隊長徹自言、當以令秋射、習功勞。即石力發弩矢

□弩臂、皆應令。甲渠候漢疆・守令史齊墨發中矢數于牒。它如爰書。敢言之。

E. P. 133: 138

文中に発信者の守令史齊とともに甲渠候漢疆が秋射の命中数を牒に記録した旨記されているので、候官宛ではなく都尉府宛の爰書である。令史発信のこの文書を郭候が中継するとは考えにくい。何故なら、秋射関係ではこの爰書とは別に賜勞申請（第一章四節所掲 *88・105*）が郭候発信で都尉府に送られており、それにも爰書と同じく秋射成績が添附されていたからである。^④ わざわざ秋射成績を郭候と令史に別々に報告させているのは不正防止のためであり、従って、令史発信の爰書を郭候が中継することは意味をなさない。更に、秋射成績の記録者として郭候自身の名前が文書中に明記されていることより、郭候が発信者側であることは明らかである。この様に候官所属の吏発信の文書は、必ずしも郭候によって中継されるわけではなく、文書はそれに明記された送付先へ直接送付される。

第二に、CをB（B'）に追加すると、送り状Aの附属する本文「状」は甲渠候官止めとなり、居延獄にはB（B'）と本文「状」しか送付されないことになる。その本文非「状」には挙劾者に関する情報は全く含まれていないので、獄に対して挙劾者の情報が送られないことになる。自証爰書にも本文「状」冒頭と同じ身元確認があるが、それは証言が事実でない場合、証不言請律により証言者が処罰されるからである。同様に、挙劾の場合もそれが事実でない場合には誣告として処罰の対象となったから、挙劾者の身元確認は不可欠のはずである。さらに、本文非「状」は違法行為自体の指摘のみで事実経過の説明が無い場合があり、獄に対して事実経過の報告がされない場合も発生することになる。

かかる問題点からB（B'）+Cという組合せは不適切であり、送り状CはAに追加されたと考えるべきである。この組合せによって問題点は完全に解決される。

以上の考察によって復原されるT六八出土劾狀關係文書の作成・伝達状況は次のようになる。挙劾に至る経緯説明であ

る「劾状」(本文「状」)は、送り状Aを添付され挙劾者から甲渠候官へ送付、候官で鞆候の送り状Cが追加され居延県へ送付される。告発文(送り状Bと本文非「状」)は、挙劾者から獄へ直接送付される。このように「劾状」と告発文が別々の経路で居延県と獄へ送付されることになるが、かかる文書送付形態は先述の秋射関係文書にも見られ、居延における文書行政の一特徴を為すものである。^⑦

この組合せの場合、送り状Cで「写移」される先は何処か。次の簡は一つの可能性を示す。

囚律。告劾、毋輕重、皆關屬所二千石官。

E. P. 110: 2A

この簡に拠れば「告劾」は二千石官へ報告するという規定が囚律にあった。地方で二千石といえば太守を指すから、送り状Cの「写移」は太守への「写移」ではなからうか。しからは県に対し「写移」を命じる理由も一応は説明されよう。

この様に送り状CをB(B')に追加することで、文書内容と送付形態に関する問題は解消するのであるが、新たな問題が発生する。送り状B(B')と本文非「状」は発信者から獄への直接送付であるから候官を経由しないはずだが、これらはその候官址から出土し、さらに、前述の如く送り状Cも含め一案件の劾状簡全体が同筆なのである。このことは送り状B(B')と本文非「状」を含む冊書全部が甲渠候官において書写されたことを意味する。この事実を最も自然に解釈するならば、送り状Cを除く全ての部分が一括文書として挙劾者から候官へ送付され、候官でそれを複写し鞆候の送り状Cを追加して居延県に送付する。その際候官で作成した控えがT六八出土劾状である、とならう。しかし、これらが一括文書でないことは先の検討の通りである。一方、劾状全体が同筆であるからこれが甲渠候官で書写されたこともやはり事実である。

そこで注目されるのが本文「状」の記載様式である。第二章二節で検討したように、この記載様式は験問において被験問者自身が供述する身元確認の定型であるが、その場合、被験問者の供述を験問者自身又は他の吏が記録するという形で作成されたはずである。本文「状」も同一の記載様式を取る以上、挙劾者の供述を他の吏が記録するという同一の作成手

順であったと考えられ、その場が候官だったのでないか。^⑧ その可能性を示すのが先に排列を復原した令史立劾状である。本文「状」の簡^⑩裏に「掾譚」とある文字は表と同筆であり、送り状AとBに記された発信者名の「立」字だけがこの冊書の中で別筆である。この「立」を発信者の自署と考えるならば（大庭一九九二）、この文書は発信者の自署がある以上写しや控えではなく、掾譚が書写し令史立が署名した記録そのものとなる。然らば、挙劾についての令史立の供述を掾譚が記録したものがT六八出土の令史立劾状簡なのではないか。^⑩ この事から大胆に推測するならば、挙劾者は候官に出頭して挙劾に関する供述をし、候官の吏がそれを記録して「劾状（挙劾経緯）」（本文「状」・送り状A）と告発文（本文非「状」・送り状B）を作成する。^⑪ 候官の吏は供述を記録し文書を作成しただけであるから、これらの文書の発信者は当然挙劾者自身である。候官では送付用に「劾状（挙劾経緯）」の写しを作成し鄯候の中継転送文書を追加し居延県へ、告発文も清書して居延獄へそれぞれ送付すると共に、この文書を保管した。それがT六八出土の劾状である、^⑫ となろうか。候官での文書作成の際、鄯候の送り状Cも送付用と控えと各々作成されたと考えれば、筆跡の問題も一応説明がつく。

また、劾状では挙劾者発信の送り状Aと鄯候の中継転送文書Cが同一日附であることが多く、これは緊急非常時の通知を除き例を見ない迅速さであるが、^⑬ この点も劾状冊書全体が甲渠候官で作成されたと考えなければ説明し得ないだろう。

2 送り状の位置

劾状冊書復原作業の最後に、送り状の位置を考えておかなければならないが、紙幅の都合で結論だけ述べておこう。文書の送り状も含め、発信者・送付先・要件を含む部分は常に冊書末尾に位置すると考える。劾状の場合も、送り状A・B（B'）・Cと呼んだ部分は冊書末尾に位置する。従って、復原された劾状冊書の排列は、本文「状」+送り状A+送り状Cの「劾状（挙劾経緯）」と、本文非「状」+送り状B（B'）の告発文となる。かくて復原された劾状冊書は前掲の通りである。

① 送り状B・B'は差出人（挙劾者・受取人（居延獄・事柄（劾）

という文書の要件（永田一九八九c）を備え、年号・朔日を明記する

日附があるので独立の文書である(大庭一九八一)。

② さらに、甲渠守候長昌林劾状についてBは己丑(二二日)附であるが、その送り状Aは戊子(二〇日)附で矛盾をきたす。ただ、Aの日附は別筆である。

③ 506・9 (A38), E. P. T. 53: 186。

④ 28・15の「謁以令賜優勞十五日」は直前の「牒」の記載に基づいて計算された賜勞日数であるから、「謹郡陰長假如牒」の「牒」は秋射における命中本数の記録である。同じく賜勞申請文書のE. P. T. 56: 182には「謹移福射中□」と命中を意味する「中」の字が見える。

⑤ 証不言請律については齋倅超一九七八、連劾名一九八六など参照。

⑥ 『後漢書』伝四〇彭城靖王恭伝「國相趙牧以狀上、因誣奏恭祠祀惠言、大逆不道。有司奏請誅之。恭上書自訟。朝廷以其素著行義、令考實、無徵、牧坐下獄、會赦免死。」張家山漢律には誣告反坐の規定があるようである(李学勤一九九三)。秦代の誣告については初山一九八五参照。

⑦ 永田一九八九cで指摘された帳簿のチェック体制もこれに含め得るだろう。

⑧ 「經由」の意味は第一章註⑨参照。

⑨ 自証安書の場合、証言が偽りならば処罰の対象となるので、前もって証不言請律の申し聴かせが行われる。挙劾が誣告であった場合もこれと同様に挙劾者は処罰されるから、その旨前もって挙劾者に確認すること、証不言請律と同一ではなかったか。そうであれば挙劾の供述

は候官で行われたとも考えられる。

⑩ 簡裏面に「據譚」とあるE. P. F. 23: 45, 48, 60などと筆跡が近似しており、據譚が書写したことは確かといえる。

⑪ 「はじめに」の註⑥で指摘された点も、劾状がこの様に作成されたと考えれば理解されよう。

⑫ 甲渠守候長昌林劾状のように違法行為者を現行犯で逮捕して挙劾したものがあがるが、候官以外の際ではその規模から考えて違法行為者の拘留は無理なように思われる。候官には拘留場所があったようであるから(角谷一九九三)、現行犯逮捕の場合は連やかに候官へ連行したのではないだろうか。

⑬ 劾状の書式はかなり複雑で誰にでも作成できたわけではなかっただろう。それ故、挙劾者が候官で供述し、書式に習熟した吏が文書を作成するという形を取ったのではないか。E. P. H. 88: 3は本文「状」の書式見本であるが、候官の吏はこれを参考に文書を作成したと思われる。

⑭ 劾状は候官所在地以外からも出土しており、挙劾者自身が作成した場合もあったのであろう。25・4 (A21), 181・18 (A21), E. P. S. 4, T. 1: 4など。

⑮ 緊急非常時の通知である278・7 (A10) では、甲渠候長の上申文書とそれを承けた居延都尉の下達文書が同一日附である。通常の文書送付の場合、例えば陰長病書牒では陰長発信文書が己丑(三日)附、これを承けた候長の中継転送文書は辛卯(五日)附で二日かかっている。

結 び

以上で、本稿の目的である劾状の冊書復原作業は終了した。復原された劾状は挙劾者発信甲渠部候宛、挙劾に至る経緯

の説明である「劾状」と、挙劾者発信居延県獄宛、被挙劾者の違法行為を指摘する告発文との独立した二文書で構成され、「劾状」には甲渠鄯候発信の居延県宛中継転送文書が附加され、居延県に対し文書の転送が命じられていた。転送先は太守府ではないかと思われる。

この冊書復原作業を通じて言い得る挙劾及び劾状の特徴は次のとおりである。

挙劾の主体は長吏を除く候官所属の吏ほぼ全てであり、挙劾が吏の職掌により限定されていない。また、挙劾の対象となる者はT六八出土劾状には吏と民間人しか見えないが、敦煌では卒を挙劾している例があり、吏・卒・民の区別無く全て挙劾の対象となり得る。

挙劾の対象となる違法行為は、傷害や官有物品の略奪、違法越境・逃亡等の所謂刑事的違法行為に限定されず、吏の職務不履行も含まれる。ただ、傷害事件や職務不履行でも獄に対し挙劾せず処理されていると思われる事例もあり、挙劾実施について何らかの判断基準の存在が推測される。

挙劾案件と挙劾者との関係については挙劾案件の内容によって異なるようである。刑事的違法行為の場合は、甲渠守候長昌林劾状に端的に見られるように、挙劾案件に遭遇し違法事実を知見した者が挙劾しているので、挙劾案件と挙劾者に特定の関係性はない。ただ、被害者などの当事者は挙劾者になっていない^①。職務不履行の場合は、主官令史譚劾状と令史某劾状ともに令史が挙劾している。被挙劾者の職務不履行は令史だけが知見するという性質のもでもなく、さらに、令史某劾状では挙劾案件発生時にその場に不在の令史が挙劾している。このことから、職務不履行についての挙劾は令史の職掌であったとも考えられる。

挙劾は被挙劾者の逮捕未逮捕とは無関係に、挙劾者が違法行為を知見した時点でなされる。

違法行為の挙劾は、候官管轄内で起こった場合でも所轄の候官ではなく県獄に対して行われ、被挙劾者の身柄も県獄へ護送される。この事は管轄内で発生した違法行為でも候官には独自に裁判する権限が無く、裁判権は県獄にあったことを

意味する。ただ、主官令史譚劾状では被挙劾者士吏馮疆の身柄は県獄へ護送されておらず、候官で処理されたようである。同じく被挙劾者が吏である令史立劾状では県獄へ身柄が護送されているから、かかる差異は吏の身分ではなく挙劾内容に因るようである。馮疆の挙劾内容は「軟弱不任吏職以令斥免」という職務不履行に関するもので、他の刑事的違法行為とは異質である。裁判と深く関係する爰書にこの「軟弱不任吏職以令斥免」の例はあるが、これ以外の挙劾案件に関する爰書の例が無いことも、職務不履行と他の刑事的違法行為との取り扱いが異なることを示唆しよう。^④かかる取り扱いの差異はあったようであるが、違法行為の挙劾自体は案件の内容に拘わらず県獄に対して行われる。

挙劾を行う告発文(本文非「状」+送り状B(B'))は、挙劾者が縣長などの候官所属の吏であっても、所属候官を中継することなく直接県獄に送付されている。この事は挙劾者が県獄に対し独自に且つ直接挙劾していることを意味する。この点はパスポートの交付手続きとの対比によって明確になろう。パスポートでは郷番夫が実質的に交付を決定しているが、県の承認が必要なので県への上申文書の形態を取る。県に交付権限があるからである。劾状はこれに対して、挙劾者は直接県獄へ挙劾しており所屬の長吏である都候の承認を必要としない。この点と先述の挙劾が職掌に限定されないことから、挙劾は官僚機構から独立した制度であるといえる。劾状は候官において挙劾者の供述を元に作成されたと思われるが、その際、候官が主体となって被挙劾者に対し詰問する等の形跡が見られないことも、挙劾のかかる独立性を示すものである。

最後に、復原された劾状冊書から知りうる限りで、都尉府へ報告された形跡がない。これは裁判権の所在と関連する重要な問題となつてこよう。

これらの点から「劾」は吏が知見した違法行為や職務不履行などの「告発」に当たるだろう。^⑤本稿冒頭に挙げた鼠裁判では裁判の最初の手続きとして鼠の逮捕が行われていたが、被挙劾者の逮捕は「劾」の前提ではなく、「劾」こそが裁判手続きの最初である。そして裁判が開始されることになるが、挙劾内容による裁判手続きの違いなども含め、軍政系統で

ある候官での挙劾の具体的運用形態を明らかにすることが次の課題である。

- ① 79. D. M. T. 6 : 38/518, 79. D. M. T. 12 : 38+39/995+996。
- ② 成卒の傷害事件 (13・6 (A33)) ヲ 118・18 (A33)) や職務不履行の処罰としての物資輸送が見える (佐原一九九一)。
- ③ 令史立劾状では傷害事件の被害者となった主官賈候譚ではなく、非当事者でその場合に偶然居合わせた令史立が挙劾者となっている。
- ④ 第二章二節所掲 E. P. F. 22 : 689+700。

【引用文献】

- 池田雄一九九五 「江陵張家山『奏讞書』について」(『堀敏一先生古稀記念 中国古代の國家と民衆』汲古書院)
- 市川任三一九六四 「居延簡印章考」(財団法人無窮会『東洋文化研究所紀要』五)
- 鶴飼昌男一九八八 「漢代の文書についての一考察——『記』という文書の存在——」(『史泉』六八)
- 大庭脩一九五三 「漢代における功次による昇進」(『秦漢法制史の研究』創文社 一九八二年所収)
- 大庭脩一九五四 「漢代の関所とパスポート」(同右)
- 大庭脩一九五七 「漢の官吏の兼任」(同右)
- 大庭脩一九五八 「奏書考」(同右)
- 大庭脩一九六一 「居延出土の詔書冊」(同右)
- 大庭脩一九七九 『木簡』学生社
- 大庭脩一九八一 「居延新出『候粟君所責寇恩事』冊書——奏書考補——」(『秦漢法制史の研究』所収)
- 大庭脩一九八二a 「簡牘中の漢律令佚文」(同右)
- 大庭脩一九八二b 「漢簡にみえる不道犯の事例」(同右)
- 大庭脩一九九一 「検」の再検討」(『漢簡研究』同朋舎出版 一九九二年所収)
- 大庭脩一九九二 「文書簡の署名と副署試論」(同右)
- 佐原康夫一九九一 「居延漢簡に見える物資の輸送について」(『東洋史研究』五〇—)
- 徐萃芳一九七八 「居延考古発掘的新収獲」(『文物』一九七八—)
- 饒宗頤・李均明一九九五 『新莽簡牘註』新文豊出版公司
- 角谷常子一九九三 「漢代居延における軍政系統と渠との関わりについて」(『史林』七六一—)
- 永田英正一九八九a 「居延漢簡の集成 一」(『居延漢簡の研究』同朋舎出版)
- 永田英正一九八九b 「居延漢簡の集成 二」(同右)
- 永田英正一九八九c 「簿籍簡牘の諸様式の分析」(同右)
- 永田英正一九八九d 「簡牘よりみたる漢代辺郡の統治組織」(同右)
- 永田英正一九八九e 「居延漢簡にみる候官についての一試論」(同右)
- 永田英正一九八九f 「再び漢代辺郡の候官について」(同右)
- 藤田高夫一九九三 「漢簡中に見える軍功賞賜について」(『古代文化』

- ⑤ 職務不履行を挙劾した主官令史譚劾状には「以此知而劾無長吏使劾者状具此」の文言が無いこともこれと関係すると思われる。
- ⑥ 被挙劾者には吏だけでなく民も含まれ、また、「劾」が被挙劾者未逮捕の時点でも行われる点から、「劾」は弾劾や起訴よりも告発に近い。

四五—七)

榎山明一九八五 「秦の裁判制度の復元」(林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所)

榎山明一九九二 「爰書新探——漢代訴訟論のために——」(『東洋史研究』五一—三)

榎山明一九九五 「居延新簡『陶罷勞病死』冊書——漢代訴訟論のために統一」(『堀敏一先生古稀記念 中国古代の國家と民衆』汲古書院)

齋藤超一九七八 「略釈漢代獄辭文例」(『文物』一九七八—二)

米田賢次郎一九五五 「帳簿より見たる漢代の官僚組織について」(『東洋史研究』四—二)

李学勤一九九三 「江陵張家山二四七号漢律竹簡について」(漢簡研究 國際シンポジウム報告書『漢簡研究の現状と展望』関西大学出版部)

連劭名一九八六 「西域木簡所見『漢律』中の『証不言請』律」(『文物』一九八六—二)

(京都大学研修員)

the nature of government control between the *Kinai* and other regions came to differ.

Although authors have assumed that the *Kinai* was a bastion for the court aristocracy, this is fallacious. Prior to the Taika Reforms of 645, most *miyake*, corporations devoted to supporting the court, existed in the *Kinai*. The existence and function of these *Miyake* played a decisive role in the formation of the unique character of the *Kinai* region. Furthermore, the development of the *Kinai* proved to be of epochal significance in the establishment of the emperor-centered polity of ancient Japan.

Reconstructing Han Judicial Procedure through the *Hezhuang* (劾状) Indictments

by

TAKATORI Yuji

Recently discovered wooden documents are valuable sources for the study of Qin and Han judicial administration. The 'Hezhuang' documents, discovered in 1973-4, consist of a series of records pertaining to the process of indictment which, when analyzed in their entirety, are particularly illuminating regarding the nature of Han judicial procedure. The 'Hezhuang' indictments include two documents of almost identical content but differing function, and three appended invoices. With these records, one can reconstruct the complex process of indictment and the peculiar nature of Qin and Han judicial administration.